(3)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　欄中「（⑮の１）－（⑮の２）」とあるのは「（（⑮の１）＋（⑮の１の外書））－（（⑮の２）＋（⑮の２の外書））」として計算すること。

(4)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　欄中「（⑰の１）－（⑰の２）＋（⑰の３）」とあるのは「（（⑰の１）＋（⑰の１の外書））－（（⑰の２）＋（⑰の２の外書））＋（（⑰の３）＋（⑰の３の外書））」として計算すること。

5　租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は同令第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）又は同令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は同法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号又は同法第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

6　「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×㉘／㉚　㉕」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

7　「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉙／㉚　㉖」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

8　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉘」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉙」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉚」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数